

和泉市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月 和泉市教育委員会

目 次

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨 | 2 |
| 2. 本市における現状 | 2 |
| 3. 目標 | 3 |
| 4. 計画の期間 | 3 |
| 5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | 4 |
| 6. 関連する取組、今後のフォローアップについて | 6 |
| (参考)本計画における用語や表記の定義 | 7 |

1. 計画の趣旨

和泉市教育委員会では、子どもたち一人ひとりが安心して学び、より良い教育活動を実現するよう、教職員が健康で意欲的に働き続けられる環境づくりを進めている。近年、社会情勢の変化、教育課題の複雑化等により、不登校への対応や教育相談、個別最適な学びの実現、支援教育の充実、ICT 活用の進展、地域連携の推進など、学校が担う役割は一層多様化しており、こうした環境下において、教育職員が授業改善、児童生徒理解、学級経営など、本来注力すべき教育活動に集中できるよう、業務の見直しや適正な管理を進めることは極めて重要である。

本計画は、教育職員がその力を発揮し、和泉市の子どもたちがより良い教育を受けられる環境づくりを推進するべく、「和泉市教育振興基本計画」および「和泉市立学校における働き方改革の取組み指針」の趣旨を踏まえ、学校と教育委員会が協働して働き方改革を推進し、教育職員が自らの働き方やワーク・ライフ・バランスを見直し、その資質を向上させることで学校教育の更なる充実を図るため策定するものである。

2. 本市における現状

- 本市では、令和5年6月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「和泉市立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」を定め、また、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう令和6年1月には「和泉市立学校における働き方改革の取組み指針」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減、学校における働き方改革に取り組んできた。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| | 時間外在校等時間 | | | |
|-----|----------|-------|---------------|----------|
| | 月平均 | 年平均 | 月 45 時間～80 時間 | 月 80 時間超 |
| 小学校 | 31.2 | 374.6 | 22.6% | 2.7% |
| 中学校 | 41.3 | 495.7 | 28.3% | 10.5% |

- 時間外在校等時間の年平均が小学校・中学校ともに 360 時間を超えている。生活指導対応などの業務の負担感が大きくなるなか、教育職員の業務を見直すとともに、業務支援員や部活動支援員等の外部人材の活用等、学校における働き方改革を進め、教育の質の向上のために必要な時間を創出することが必要である。

【年次有給休暇の取得状況】

| | 令和6年度 |
|-------------|-----------|
| 平均取得日数 | 15 日 2 時間 |
| (参考) 府立学校実績 | 16 日 5 時間 |

- 会計年度を対象とし、その全期間在籍していた対象教育職員の総取得日数を基に算出。

【ストレスチェックの状況】

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 高ストレス者の割合 | 18.6% | 18.3% | 15.5% |
| 健康リスク値 | 97 | 102 | 93 |

※健康リスク値:仕事の量的負担、コントロール度、職場のサポートの値をもとに算出される値。
 全国平均を100とし、健康リスクが110の場合、その職場において健康問題が起きるリスクが10%大きいとされる。

- 高ストレス者の割合は年々下降傾向にあり職場環境の改善がみられる。
 健康リスク値については、年によって上下が見られるが、職場におけるサポートの値は、これまで100を下回り、全国よりも良い環境であるといえる。

3. 目標

(1)時間外在校等時間に関する目標

| | | 令和6年度 | 期間目標 |
|---------------------------------|-----|---------|-------------|
| 1人あたりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする。 | 小学校 | 374.6時間 | 360時間 |
| | 中学校 | 495.7時間 | |
| 月の時間外在校等時間45時間以上の割合を前年度より減少させる。 | 小学校 | 25.3% | 前年度より減少させる。 |
| | 中学校 | 38.8% | |

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

| | 令和6年度 | 期間目標 |
|--------------------------------|--------|-------------|
| 年間の年次有給休暇の平均取得日数16日以上にする。 | 15日2時間 | 16日以上 |
| ストレスチェックにおける高ストレス者の割合15%未満にする。 | 15.5% | 15%未満 |
| ストレスチェックにおける健康リスクの値100未満を維持する。 | 93 | 100未満を維持する。 |

4. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 附則第3条に基づく

| 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度～ |
|-------------------|-------|--------|--------|---------|
| 給特法指針で示された実施計画の期間 | | | | |
| | | | 計画見直し | 見直し後の計画 |

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、教育職員の負担軽減を目的に以下の内容に適宜取り組む。また、記載のない事項についても必要に応じた措置を行うものとする。

(1) 業務の見直し・充実等

〔専門家による学校支援〕

- ・ 子どもたちへの支援充実や苦情等に係る対応について、スクールロイヤー、SC、SSW等の配置を拡充し、専門家による学校支援体制を強化する。

〔外部人材の登用〕

- ・ スクール・サポート・スタッフや副校長・教頭マネジメント支援員、学校看護師、介助員、不登校対策支援員、ALT、部活動指導員等、様々な外部人材を積極的に登用する。

〔デジタル技術の利活用〕

- ・ 校務支援システムによる調査・統計等への回答や自動採点システムによる成績処理、生成AIによる文書作成等、デジタル技術の利活用について、ICT支援員の配置も行いながら推進する。

〔各業務の実施方法の見直し〕

- ・ 学校水泳授業に係る民間屋内プールの活用や部活動における地域展開の推進、体育館等の地域開放に係る施設管理など、業務の実施方法を見直す。

〔教員の準備時間等の確保〕

- ・ 留守家庭児童会における4時間目以降の開設時間の調整や1学期始業式の見直し等により、子どもたちの教育環境に留意しつつ、教員の授業に係る準備時間等を確保することにより負担軽減を推進する。

〔地域との連携強化〕

- ・ コミュニティ・スクールを活性化することで学校・地域の実情に応じた社会総がかりでの取り組み体制を構築し、学校教育活動や行事等、教育課程内の取り組みについての外部支援、教育課程外における地域との役割分担等を進める。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 管理職は所属教育職員の時間外在校等時間の管理・把握を行い、特に月45時間以上の教育職員の業務内容や勤務状況の確認を通して、随時、助言や業務の見直しを行う。
- ・ 勤務や休暇等に関する各制度や労働安全衛生についての理解を深められるよう、適切な情報共有を行う。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅(小4以上は年間で1086単位時間以上)に上回らないよう、適正に編成する。
- ・適宜、既存の学校教育活動等や清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動等を見直し、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、保護者との連絡調整やアンケート集計などの校務の効率化を進める。
- ・児童生徒・保護者への配付文書案作成や授業で使用する画像作成などにおいて、生成 AI を利活用することで、校務の効率化や質の向上等につなげていく。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・産業医による面接指導等の機会を充実させる。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・国や府等の資料活用や好事例の共有等を通して、年次有給休暇をより取得しやすい風土を醸成する。
- ・学校における定時退校日を推進する。

6. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- ・ 取組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保に向けては、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果やアンケート調査などから把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組みが進むよう、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、給特法指針の「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

【本計画における用語や表記の定義】

職員

| | |
|------|---|
| 教職員 | 教育職員、事務職員及び技能労務職員等(学校に勤務する職員) |
| 教育職員 | 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で定める教育職員 【和泉市立学校における教育職員】 ①管理職(校長・准校長、教頭)、②首席・指導教諭、③教諭、④指導養護教諭・養護教諭、⑤指導栄養教諭・栄養教諭 ※いずれの職も教育職給料表が適用される臨時的任用職員・任期付採用職員を含む。 |
| 教員 | 教育職員のうち②及び③ |

在校等時間 (令和2年1月17日付け元文科初第1335号)

| | |
|-------------------|---|
| 基本とする時間 (在校時間) | ・在校している時間 ※和泉市では出勤から退勤までの時間を校務支援システムで管理 |
| 加える時間 | ・校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間 |
| 除く時間 | ・勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間 ・休憩時間 |

法律、計画、語句の表記

| | |
|-------------|--|
| 表記 | 法律または計画 |
| 給特法 | 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 |
| 給特法指針 | 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針 |
| 和泉市教育振興基本計画 | 和泉市教育委員会における取組活動の目標、方針を整理し、毎年、具体的に実施する取組項目との関連を明らかにするもの |